

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月19日

契約担当者

兵庫県道路公社 理事長 高野 滋也

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県道路公社公用車1台の賃貸借

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和6年9月9日までの引渡日から5年間

(4) 納入場所

神戸市中央区下山手通4-18-2（兵庫県道路公社 本社）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 当該調達の入札公告日において、物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書（別紙様式1号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」（様式3号）を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 参加申込の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-18-2（兵庫県公社館 5階）

兵庫県道路公社 総務部 経理課

電話番号（078）232-9632 FAX（078）232-9640

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年6月19日（水）から6月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日
を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除
く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年7月3日（水）午前11時 兵庫県公社館 1階 大会議室

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出方法

ア 申込書は、上記(1)に直接持参又は郵送（簡易書留とする）すること。

イ 入札書は、上記(3)の開札日時及び場所に直接提出すること。ただし、民間事業者による信書
の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しく
は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」
という。）による入札については、令和6年7月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着
のこと。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、
次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年6月19日（水）から6月26日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から
午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

「仕様確認申込書」（様式2号）及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年6月28日（金）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求
められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 提出書類の取得

兵庫県道路公社のホームページ (<http://www.h-dorokosya.or.jp/bid>) の入札情報からダウンロードにより様式等を取得すること。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本入札について 2 通以上した入札ではないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理人をした者の入札ではないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者。

(6) 無効とする入札

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、仕様確認において認められた物品以外での入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県道路公社公用車 1 台の賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

兵庫県道路公社公用車 1 台の賃貸借

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 賃貸借期間

令和 6 年 9 月 9 日までの引渡日から 5 年間

(5) 納入場所

神戸市中央区下山手通 4-18-2（兵庫県道路公社 本社）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 当該調達の入札公告日において、物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書（別紙様式 1 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」（様式 3 号）を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 参加申込の提出場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-18-2（兵庫県公社館 5 階）

兵庫県道路公社 総務部 経理課

電話番号 (078) 232-9632 FAX (078) 232-9640

(2) 参加申込の期間

令和 6 年 6 月 19 日（水）から 6 月 26 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を

定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

申込書を作成のうえ、確認書類を添えて上記(1)に直接持参又は郵送（簡易書留とする）すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、入札公告日の令和 6 年 6 月 19 日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった参加申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果（一般競争入札参加資格確認通知書）を令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 5 時までに通知する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和 6 年 6 月 20 日（木）から 6 月 26 日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 受付場所

前記 3 (1) に同じ

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

「仕様確認申込書」（様式 2 号）及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

持参又は F A X により提出すること。

オ 確認の結果（仕様確認通知書）及び質問の回答

令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 5 時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県道路公社 総務部 経理課

令和6年6月19日（水）から6月26日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県公社館 1階 大会議室

(2) 日時 令和6年7月3日（水）午前11時

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書及び前記4(1)オの仕様確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

前記7の入札・開札の場所及び日時に直接入札書を提出すること。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書に記載に当たっては、次の点について留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者職氏名と代表者印とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間84箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会

社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 84 箇月を乗じた額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(注) 予定価格には仕様書（3 リースに含まれるもの）の記載事項が含まれるものとする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(3)又は(4)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められると

き、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、兵庫県道路公社の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

18 調達事務担当

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-18-2（兵庫県公社館 5階）

兵庫県道路公社 総務部 経理課（電話番号（078）232-9632）